

教員免許状の取得方法について

教員免許状の取得方法や、申請に必要な書類が分からない場合は、下記のフローチャートを参考に、ホームページ内の各該当項目をご覧ください。

具体的な単位取得方法についての問い合わせについては、電話では対応できません。事前にご予約のうえ、あらかじめ大学から取り寄せた「学力に関する証明書」を持参の上、窓口までお越しください。(成績証明書等では単位の確認ができません。) ⇒[単位相談について](#)

【大阪府教育委員会への申請対象者】

- ・大阪府内の学校(国立、公立、私立を問いません)に勤務している方
  - ・現在教員ではなく大阪府内に居住している方
  - ・すでに大阪府教育委員会から授与されている特別支援学校教諭免許状に、教育領域を追加する申請をおこなう方
- 上記いずれかの方が申請できます。それ以外の方は居住地または勤務先の学校(園)の所在地の都道府県教育委員会で申請してください。

確認①

特例制度による、保育士としての実務経験と単位での幼稚園免許の申請ですか？

YES

・幼稚園免許取得の特例制度は  
⇒「教員免許状の授与」のページに掲載している様式では申請できません。申請案内のリンクから「[幼稚園教諭免許状取得の特例制度](#)」をクリックしてください。

NO

確認②

教員資格認定試験合格、もしくは保健師免許取得による養護教諭の申請ですか？

YES

・教員資格認定試験合格者は  
⇒「資格認定試験による申請」をご覧ください。

・保健師免許取得者は  
⇒「免許法別表第2による申請」をご覧ください。

NO

確認③

教員免許状をすでに取得していますか？

YES

・取得済みの免許状の単位を一部流用して他の学校種の免許状を取得する場合は  
⇒「免許法別表1による申請」をご覧ください。

・取得済み免許状の教員経験を活かしてその上級免許状を取得する方は  
⇒「免許法別表3による申請」をご覧ください。  
※養護教諭の上級免許状を上記と同様に取得する場合は、「免許法別表6による申請」をご覧ください。

・同一学校種で、取得済みの免許状以外の教科の免許状を取得する方は  
⇒「免許法別表4による申請」をご覧ください。

・教員経験を活かして、特別支援学校教諭の免許状を取得する あるいは 領域を追加する方は  
⇒「免許法別表7による申請」をご覧ください。

・取得済み免許状の教員経験を活かして、隣接する校種の免許状を取得する方は  
⇒「免許法別表8による申請」をご覧ください。

NO

確認④

取得予定の免許状は養護教諭、もしくは栄養教諭ですか？

YES

・養護教諭の免許状を取得する方は  
⇒「免許法別表2による申請」をご覧ください。

・栄養教諭の免許状を取得する方は  
⇒「免許法別表2の2による申請」をご覧ください。

NO

・学校栄養職員としての実務経験を活かして、栄養教諭の免許状を取得する方(附則17項による申請)は  
⇒「附則17項による申請」をご覧ください。

大学の学位等と単位で免許を申請する方は「免許法別表1による申請」をご覧ください。※

※上記は一般的な教員免許状の取得方法についての説明です。

これ以外の取得方法(「実習を担当する教諭免許状」の申請等)については、問い合わせ先までお問い合わせください。